居宅介護支援

重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第38号第4条に基づいて、 当事業所の重要事項を以下のとおり説明します。(令和6年4月1日現在)

1. 当事業所の名称・所在地

名		称	松寿苑指定居宅介護支援事業所	
所	在	地	下松市大字来巻944番地の1	
管	理者	名	田村則子	
電	話番	믕	0833-47-1200	
F	A X 番	믕	0833-47-1229	
指	定年月		平成12年4月1日	
指	定番	믕	No. 3570700033	

2. 当事業所の事業目的と運営方針

事	¥	Ě	の	塁	受介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な
			的	指	定居宅介護支援を提供する。
				1.	利用者が要介護状態等になった場合でも、可能な限り居
					宅においてその能力に応じて自立した日常生活を送るこ
					とができるよう配慮する。
				2.	利用者の心身の状態、その置かれている環境等に応じて
					利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福
					祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供
					されるよう配慮して行う。
運	営	方	針	3.	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立
					って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の
					種類または特定の居宅サービスに偏らないように公正中
					立に行う。
					※前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、
					通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用
					割合、及び各サービスの同事業者によって提供された
					割合について説明を行う。
				4.	市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援
					事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努める。

3. 当事業所の営業日及び営業時間

営	常 業 日		\Box	祝日を除く月曜日~金曜日(12月30日~1月3日を除く)
営	業	時	間	8:30~17:30
備			考	休日を含み24時間連絡が可能な体制を整備しています

4. 当事業所の通常の事業の実施区域

実施地域 下松市•周南市•光市

5. 当事業所の職員体制

(1) 職種、員数、職務

職	種	員	数	職務
管 理 者		1名		事業所及び職員の管理
主任介護支援専門員	1名」	以上	介護に関わる多様なサービスのネットワー	
				クの向上/介護支援専門員に対する助言・指
				導/地域ケアシステムの推進
介護支援専門	員	3名」	以上	居宅介護支援の提供

(2) 職員の順守事項(運営規程第15条抜粋)

				1. 本所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た
				利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
				2. 本所は、本所の職員であった者に、業務上知り得た利用
				者またはその家族の秘密を保持させる為に、職員でなく
秘	密	保	持	なった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、
				職員との雇用契約の内容とする。
				3. 本所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人
				情報を用いる場合にはその利用者の同意を、利用者の家
				族の個人情報を用いる場合はその家族の同意を、あらか
				じめ文書により得るものとする。

6. 当事業所の居宅介護支援サービスの種類、提供方法

国事業的の 占七万銭又扱り 一 種 類	- 大の種類、提供力法 提供方法
T A -#-7	ご利用者の依頼により、要介護認定等の申請の代行
要介護認定等の申請代行	その他必要な援助を行います。
	①ご利用者及びご家族の希望並びにご利用者につ
	いて把握した解決すべき課題に基づき、特定の指
	定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提
	供することがないよう、利用者の選択に基づいて
	居宅サービス計画の原案を作成します。
居宅サービス計画の立案	②利用者・ご家族が居宅サービス計画書に位置付け
	られた当該事業所についての理由を求められた
	場合は説明を行っていきます。
	③医療や介護に加え、インフォーマルサービスも含
	めた多様な生活支援が包括的に提供されるよう
	な居宅サービス計画を作成します。
	ご利用者に適切な複数の指定居宅サービス等の提
ご利用者への情報提供	供が行われるよう必要な情報を提供し、ご利用者ま
	たはご家族のサービス選択を支援します。
	ご利用者並びに居宅サービス事業者と継続的に連
サービス事業者等との調整	絡を取り、居宅サービス計画の実施状況を把握し、
	必要に応じてサービス計画を変更します。
	通院時の情報連携について
	必要に応じて、ご利用者が病院または診療所におい
	て医師または歯科医師の診察を受ける際に介護支
	援専門員が同行し、医師または歯科医師等と情報連
	携を行います。
	入退院時の情報提供について
	ご利用者が病院または診療所に入院が生じた場合
医療機関との連携調整	には、利用者の居宅における日常生活の能力や、利
	用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医
	療機関と共有することで、医療機関における利用者
	の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅
	生活への移行を支援します。
	入院先医療機関と早期から連携が促進するよう担
	当の介護支援専門員の氏名・連絡先を当該病院また
	は診療所に伝えていきます。

	T
	<u>ケアプランの交付について</u>
	利用者が医療系サービスを希望している場合は、利
	用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
	また主治の医師等に対してケアプランを交付しま
	す 。
医療機関との連携調整	情報伝達について
	訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に
	関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護
	支援専門員が把握した利用者の状態等について主
	治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行
	います。
	居宅での生活が困難となった場合または介護保険
介護保険施設・その他施等	施設・その他の施設等の入居を希望される場合は紹
の紹介	介その他の便宜を提供します。

7. 面接の頻度について

介護支援専門員が利用者の状態把握のため、少なくとも1か月に1回は利用者に面接を行います。面接は利用者の居宅に訪問します、但しテレビ電話装置等の面接について利用者の同意を得られた場合は2か月に1回居宅に訪問します。

- ※ここに記載する面接頻度の目安、回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者への面接をすることがあります。
- ※居宅を訪問する場合には、利用者、家族への体調確認、県外の方との接触を確認 させていただき、介護支援専門員は、検温・手洗い・消毒を行い、マスク、場合 によっては、フェイスシールドを着用させていただく等の感染症予防を行います。

8. 当事業所の居宅介護支援サービスの利用料

法定代理受領(介護保険法令に基づきご利用者に代わって保険給付を受ける方法) にて利用者負担はありません。

要介護度区分		
取扱い件数区分	要介護 1 • 2	要介護 3・4・5
介護支援専門員 1 人当たりの利	居宅介護支援費(Ⅰ)	居宅介護支援費(Ⅰ)
用者数の数が45人未満の場合	1086単位/月	1411 単位/月

加算種類	算 定 回 数 等
	利用者に関する情報またはサービス提供に当たって
特定事業所加算(Ⅱ)	の留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的
(421 単位)	に開催すること等厚生労働省が定める基準に適合す
	る場合。
	新規に居宅サービス計画を作成する場合。要支援者
	が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作
初回加算	成する場合。
(300単位)	要介護度状態区分が2区分以上変更された場合に居
	宅サービス計画を作成する場合。
	利用者が医療機関において医師または歯科医師の診
通院時情報連携加算	察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と
(50単位)	情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメ
	ントを行う場合。
入院時情報連携加算(I)	入院当日中に病院等職員に情報提供を行う場合。
(250単位)	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	入院翌日または翌々日に病院等職員に情報提供を行
(200単位)	う場合。
	※入院したタイミングが営業日によって算定が変わる
	同時算定不可
退院•退所加算	利用者の退院・退所にあたり、介護支援専門員が病
カンファレンスなし/1回	院または施設職員との「面談」等の連携回数や医療
(450単位)	機関等におけるカンファレンスに参加した場合。
カンファレンスあり/1回	※カンファレンスについて、退院・退所後に福祉用
(600単位)	具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ福祉具
カンファレンスなし/2回	専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士

(600単位)	等が参加する事を明確化する必要があります。
カンファレンスあり/2回	
(750単位)	
カンファレンスあり/2回以上	
(900単位)	
	病院または診療所の求めにより、当該病院または診
緊急時等カンファレンス	療所の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪
加算	問しカンファレンスを行い、必要に応じて、居宅サ
(200単位)	ービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調
	整を行った場合。
	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケ
	アの方針に関する当該利用者またはその家族の意向
ターミナルケア	を把握したうえで、その死亡日及び死亡前日14日
ケマネジメント加算	以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意
(400単位)	を得て、当該利用者の心身の状況を記録し、主治の
	医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービ
	ス事業者に提供した場合。
※サービスの実績が無い	サービス開始前に、利用者の状態変化により、死亡
場合の請求について	に至り、サービスの実績が無い場合でも、ケアマネ
	ジメント業務を行い、必要な書類が整っている場合、
	請求を行うことが出来ます。

※利用者のご都合により、事業者が法定代理受領(介護保険法令に基づき、利用者に変わって当事業所が保険給付を受ける方法)を行わない場合、上記に係る利用料は、全額を一旦お支払いいただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住いの市町村に居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

9. その他の費用について

	利用者が連絡される為の電話料、診断書が必要とな
その他の留意事項	った場合のその診断書料などは、ご利用者の負担と
	なります。

10. 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険証に記載された内容(被保険者資格、 要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被

- 保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに 当該申請が行えるように必要な援助を行います。また、要介護有効期間が終了 する30日前には手続きがなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者が医療機関等に入院された場合や処方薬局等で担当ケアマネジャーの氏名や連絡先が求められます、よって保険証やお薬手帳等に担当者が分かるよう必要な記載を行うものとします。

11. 当事業所に関連する福祉施設等・協力医療機関

関連する	特別養護老人ホーム松寿苑(0833-47-1220)
福祉施設等	・デイサービス・ヘルパーステーション
	• 空床利用型ショートステイ
協力医療機関	下松病院(TEL 0833-41-2727)

12. 当事業所の事故発生時の対応及び損害賠償

(1) 事故発生直後の対応

	事故の発見者は、利用者の状態(意識・呼吸・脈の		
	有無・顔色・怪我の有無及び程度その他)を確認す		
利用者の状態確認	るとともに、周辺の職員及び看護職員を呼び、利用		
	者の生命または身体の安全を最優先して、必要な臨		
	機の処置を取る。		
まに 老 ヘ の すめ	管理者に事故の発生を速やかに報告し、以後職員は		
責任者への連絡	管理者の指示に従う。		
	管理者は、管理者自らまたは業務責任者を通じて、		
家族への連絡	事故に係る利用者の家族に連絡し、利用者の様態そ		
	の他その時点で明らかになっている範囲での事故		
	の状況を説明する。		
	管理者は、必要に応じて、管理者自らまたは苦情受		
関係者への連絡	付担当者等を通じて、次の関係者に報告する。		
	① 理事長		
	② 山口県及び市町村介護保険担当課		

(2) 事故処理

	業務責任者及び事故の発見者は、事故の態様・概		
事故報告書の作成	況・対応・原因分析等を記載した事故報告書を作		
	成し管理者及び苦情受付担当者に報告する。		

	管理者及び苦情受付担当者は、事故報告書に基づ			
家族への事故の詳細報告	いて、利用者の家族に事故に至った経緯その他の			
	事情など事故の詳細を説明する。			
	施設長は、事故報告書に基づいて、事故に至った			
理事長への報告	経緯その他の事情など事故の詳細並びに利用者本			
	人及びその家族の申し立てについて理事長に報告			
	の上、以後の処理方法に関する指示を仰ぐ。			
	管理者は、理事長の指示のもと、介護事故予防対			
介護事故予防対策委員会の開催	策委員会を招集し、事故の原因に応じて今後の再			
	発防止対策並びに今後の事後処理を検討する。			
	本所は、本所の指定居宅介護支援サービスの提供			
	により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合			
	には、速やかに損害賠償を行う。			
損害賠償	加入保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株			
	式会社			
	保険代理店 有限会社ケーアンドケーほけん企画			
	(Tel 0834-33-3006)			

13. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	特別養護老人ホーム松寿苑		
	施設長 亀山雄樹		

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 下松市介護サービス相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 身体拘束

生命の危険等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、必ずご家族(または代理人)に連絡、説明と承認等の手続きを行い、その態様や経過の記録等、身体拘束の廃止に向けた必要な措置を講じます。

16. 当事業所の苦情受付体制

(1) 苦情受付窓口

	(受付担当者) 田村則子(副施設長)				
当 事 業 所	(連絡先) 電話番号 0833-47-1200				
の	FAX番号 0833-47-1229				
苦 情 受 付	※ 緊急の場合以外は、月~金曜日の午前8時30分から午後5時30分ま				
	でにご連絡下さい.				
	当事業所以外に、下記でも苦情等を受け付けます。				
下松市介護保険係					
	下松市大手町3-3-3 (0833-45-1831)				
	山口県国民健康保険団体連合会				
その他の機関の 山口市朝田1980-7 (083-995-1010)					
苦情受付	周南市福祉政策課				
	周南市岐山通1丁目1番地(0834-22-8467)				
	光市高齢者支援課介護保険係(総合福祉センター				
	(0833-74-3003)				
	山口県福祉サービス運営適正化委員会				
	(福祉サービス苦情解決委員会)				
	山口市大手町9-6ゆ~あいプラザ山口県社会福祉会館2F				
	(083-924-2837)				

(2) 苦情処理手順

	苦情受付担当者は、利用者からの苦情は随時受け付け、受付
苦情の受付	に際し苦情の内容等を書面に記録し、その内容について苦情
	申出人に確認する。
** ・	苦情受付担当者は、受付けた苦情は全て苦情解決責任者及び
苦情の報告・確認 	第三者委員に報告をする。但し、苦情申出人が第三者委員へ
	の報告を明確に拒否する意志表示をした場合を除く。
	苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努
苦情解決に向け	める。その話し合いにおいて、苦情申出人は第三者委員に助
ての話し合い	言または立ち会いを求めることができるものとし、苦情解決

	責任者もまた同様とする。		
	苦情解決の記録・報告は次により行う。		
	① 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過		
苦情解決の記録・	と結果について、書面に記録する。		
報告	② 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について		
	第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。		
	③ 苦情解決責任者は、苦情申出に改善を約束した事項につ		
	いて苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過		
	後報告する。		
船が独田の仏書	苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、解決結果		
解決結果の公表	を事業報告書等において実績を掲載し、公表する。		
解決困難な苦情	解決困難な苦情の解決は、山口県福祉サービス利用者援助事		
の対応	業等運営適正化委員会に委ねる。		

17. 衛生管理等

- (1)介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18. 感染性の発生及びまん延時の対応について

(1) 日頃の対応感染症対策の徹底

- ①訪問前に、本人の体温を確認し、発熱が認められる場合には、かかりつけ医等、地域の身近な医療機関への相談や受診を行う様に促す。
- ②サービス事業者と連携し、感染防止策を徹底する。
- ③基礎疾患を有する者等は勤務上の配慮を行う。
- ④訪問前後における手洗い、マスクの着用、必要時の手袋やマスク・フェイス シールドの着用、咳エチケットを徹底する。
- ⑤事業所内でもマスクを着用する等、感染の機会を減らすための工夫の実施を する。

(2) 感染が疑われる症状が見つかった場合(管理者が判断)

かかりつけ医等、身近な医療機関に電話相談、土日・夜間の場合等の相談する 医療機関に迷う場合には、相談センターに電話・相談する。

①情報提供 • 報告等

速やかに管理者等に報告し、事業所内で情報共有する。指定権者、家族、主治医、サービス事業者に報告する。

- ②消毒•清掃等
 - ・利用した共有スペースの消毒・清掃。

- ・保健所の指示で対応する。
- ③疫学調査への協力等
 - 保健所が行う調査協力。
 - 各サービス事業者への連絡。

(3) 感染者が発生した場合

①情報共有•報告等

速やかに管理者等に報告し、事業所内で情報共有する。指定権者、家族、主治医、サービス事業者に報告する。

②消毒•清掃等

利用した共有スペースの消毒・清掃。

保健所の指示で対応する。

③疫学調査への協力等

利用者の支援経過記録や面会者の情報を提供する。

(濃厚接触者)

保健所と相談し、訪問介護等、サービスの必要性を再検討するなど、生活に必要なサービス確保する。

19. 業務継続計画 (BCP) について

災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、また感染症等の発生時においても、最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空間設備稼働用の燃料などの確保策等を別に定める「社会福祉法人業務継続計画」(BCP)に則り対応します。又、別に定める「社会福祉法人業務継続計画」(BCP)に則り職員は定期的な研修、訓練(シミュレーション)を実施します。

20. 担当する介護支援専門員は、(

)です。

居宅サービス計画、居宅サービス事業者、サービス内容の変更等のご希望がある 場合はご連絡下さい。その他介護保険について、何でもお気軽にご相談下さい。

重要事項説明書の説明年月日		令和	年	月	В		
(説明者)	職	名					
	氏	名					